

秋田県立大学学部規程

平成22年 8月18日

規程第154号

改正 平成25年11月13日

改正 平成30年 3月22日

改正 令和 5年 2月 8日

(目的)

第1条 この規程は、秋田県立大学学則（以下「学則」という。）第65条の規定に基づき、学則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 学則第1条第2項に規定する学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学 部	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
システム科学技術学部	技術者として必要な基本能力を身につけた豊かな人間性を有する人材の養成を目的とする。自然・社会に学び、幅広い視野と価値観に基づき、多様な技術を統合させるシステム思考により、世界に発信できる「独創性」を備えた、次世代のものづくりを担うことのできる人材の養成を目的とする。
機械工学科	機械工学に関する基礎知識と応用力を備え、人間・機械・環境を融合し、他分野も見据えたシステム思考ができ、社会での機械と人間の役割・責任分担を理解し、それらに対応できる実践的な能力を身に付けた人材の養成を目的とする。
知能メカトロニクス学科	機械工学と電子工学、制御工学に関する専門知識を有し、機械・電子・通信などの分野を融合したメカトロニクスをシステム思考に基づいて設計・開発でき、将来の産業に貢献できる実践的な能力を身に付けた人材の養成を目的とする。
情報工学科	情報工学に関する専門知識を備え、実世界の様々な情報を活用して人間の活動を知的に支援する新しい情報技術を創出でき、社会の幅広い要求に応える情報システムを設計・開発・運用できる実践的な能力を身に付けた人材の養成を目的とする。
建築環境システム学科	住宅から都市の環境まで「人間生活の場」の総合デザ

	インを追求すべく、多角的・多層的な設計視野を持ち、問題の分析と解決能力、空間秩序の構築力を備えた人材の養成を目的とする。
経営システム工学科	課題発掘や問題解決のための総合的科学技术を背景として、組織運営・技術マネジメントに対応できる人材の養成を目的とする。
生物資源科学部	人類と生物資源の持続可能な共存をはかるため、先端科学や技術を駆使して幅広い視野から真理を探究し、生物資源科学・農学を身に付けた自立的な社会人として、時代の変化や科学技术の発展を不断に学習し、問題解決に取り組める人材の養成を目的とする。
応用生物科学科	生物全般を対象に生命現象を解明し、生物資源をより高度に利用することを目指す。そのため生命科学とともに、食品・醸造の専門知識と技術を学び、生物関連産業の発展に貢献できる人材の養成を目的とする。
生物生産科学科	植物を中心とする生物資源の機能を最新の技術と新たな視点で明らかにする。新しい農業に貢献し、植物を中心とする次代の生物関連産業の振興にも貢献できる人材の養成を目的とする。
生物環境科学科	森林や耕地等フィールドに密着して最新の科学技术を駆使し、環境問題の解決を目指す。生物資源の環境と調和した利用を通じて、持続可能な次代の生物関連産業の振興にも貢献できる人材の養成を目的とする。
アグリビジネス学科	農業生産の技術や環境、マネジメント等に関する専門教育を融合させて実践的教育を実施する。経営感覚や管理能力に優れ、農と食及び農村社会における新たな産業活動を展開できる人材の養成を目的とする。

(卒業認定・人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の公表)

第3条 前条の学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、公立大学法人秋田県立大学ホームページ等により公表するものとする。

(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)

第4条 第2条の学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を具体化するため、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を、別に定める。

附 則（平成 22 年 8 月 18 日制定）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 13 日改正）

この規程は、平成 25 年 11 月 13 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日改正）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）で施行日以後も引き続き在籍する者及び同年 4 月 1 日以降に本学在学者の属する年次に編入学、再入学、転入学、転学部又は転学科する者に係るシステム科学技術学部機械知能システム学科及び電子情報システム学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 2 月 8 日改正）

この規程は、令和 5 年 2 月 8 日から施行する。